平成２３年（フ）第９４２５号
東京都港区台場１丁目３－２－2505
債務者　田崎　裕之
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４２６号
東京都港区台場１丁目３－２－2505
債務者　田崎　優子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４６５号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸１丁目５－18
債務者　高橋こずえ（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４６６号
東京都八王子市大和田町１丁目29－１
債務者　印南　昭三
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４７２号
東京都江戸川区東松本１丁目16－22－101
債務者　野嵜　恭子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４７３号
東京都江戸川区東葛西９丁目８－５－105
債務者　有賀　尊子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４７７号
東京都調布市飛田給２丁目１－25－206
債務者　玉井　美和
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４８０号
埼玉県所沢市大字山口5054－111
債務者　尾花　宏樹
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４８８号
東京都東村山市萩山町３丁目12－７
債務者　角田由美子（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４８９号
東京都練馬区大泉町５丁目31－16
債務者　渡海　幸恵
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５０９号
東京都東村山市萩山町５丁目５－12－304
債務者　柴田　鉄造
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５１１号
東京都武蔵村山市伊奈平４丁目53－６
債務者　内堀　恵介
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５１２号
東京都大田区南馬込５丁目17－８－202
債務者　柴田　美香（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５１３号
東京都江東区辰巳１丁目２－１－202
債務者　田中　　実
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５１４号
埼玉県越谷市大字大道315－303
債務者　菊地　由紀（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部